

業庫第63号(例)
2020年9月30日

国庫金当座振込事務取扱店 御中

日本銀行業務局

「国庫金当座振込事務取扱要領」等の一部改正に関する件

新型コロナウイルス感染症を巡る状況を受けて、窓口での書面授受の削減を図る観点から、日本銀行本支店宛て報告の一部を原則として電子メールまたはファクシミリによることとし、これに伴い、下記の諸規程の一部を別紙1および2のとおり改正し、2020年10月1日から実施することとしました。

また、同日より、該当帳票への押印を不要としますので通知します（この点に関する規程整備は追って実施します）。

つきましては、貴店の実務上の準備が整った時点で、報告方法を切り替えていただければと思います（この間の報告につきましても押印は不要です）。送付先など詳細については、統轄店にお問い合わせください。なお、電子メールまたはファクシミリによる送付後の原本の保管や、日本銀行への郵送は不要です。

記

1. 「国庫金当座振込事務取扱要領」
（昭和56年12月28日付国丙第93号別冊）……………別紙1
2. 「国家公務員給与振込事務取扱要領（委託国庫送金依頼先金融機関用）」
（昭和57年11月11日付国丙第66号別添）……………別紙2

以 上

「国庫金当座振込事務取扱要領」中一部改正

- 4. (1) ロ. を横線のとおり改める。

ロ. 国庫金振込不能報告書の作成等

- 振込不能の通知と国庫金振込明細票等により、国庫金振込不能報告書^②とその写を作成し、国庫金振込不能報告書に取扱店の印を押す。
- 国庫金振込不能報告書とその写を日本銀行の本支店に電子メールまたはファクシミリにより送付^①する。
- 振込不能通知書がある場合は、これに処理済の旨および処理日を記入する。

振込不能通知書^②は、後記5.「証票等の整理保管」(当16ページ)へ

- 4. (1) ロ. の注意事項(当11ページ)①1. を横線のとおり改める。

- 1. (注意) 国庫金振込不能報告書の提出もれ、遅延がないようにする。

やむを得ない事情により、電子メールまたはファクシミリにより送付できない場合には、日本銀行の本支店に書面により提出してもよい。

国庫金振込不能報告書とその写は、電子メールまたはファクシミリによる報告後、適宜廃棄する。

なお、振込不能分については、適宜の方法により、その残高を明らかにしておくことよい。

「国家公務員給与振込事務取扱要領（委託国庫送金依頼先金融機関用）」中一部改正

○ 2. (5) イ. (ハ) の注意事項（右ページ）②を横線のとおり改める。

②（注意）1. 略（不変）

2. 略（不変）

3. 日本銀行の本支店には、電子メールまたはファクシミリにより送付する。やむを得ない事情により、電子メールまたはファクシミリにより送付できない場合には、日本銀行の本支店に書面により提出してもよい。

4. 国庫金振込不能報告書とその写は、電子メールまたはファクシミリによる報告後、適宜廃棄する。